

前 建 指
平成30年10月5日

群馬建築士会前橋支部 御中

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

前橋市建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロールの実施について (通知)

日頃より建設リサイクル法の届出業務等につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10月のリサイクル月間に併せて、国土交通省および環境省の事務連絡に基づき、本年度第2回目の「建設リサイクル全国一斉パトロール」が実施されることになりました。

本市においても下記のとおり一斉パトロールを実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(都市計画部建築指導課)

記

- 1 実施名称 前橋市建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール
- 2 期 日 平成30年10月15日(月)から10月19日(金)
- 3 対象区域 前橋市内全域
- 4 実施内容 建築指導課職員により、期間中の解体工事届出の現場全箇所について、現地パトロールを実施します。

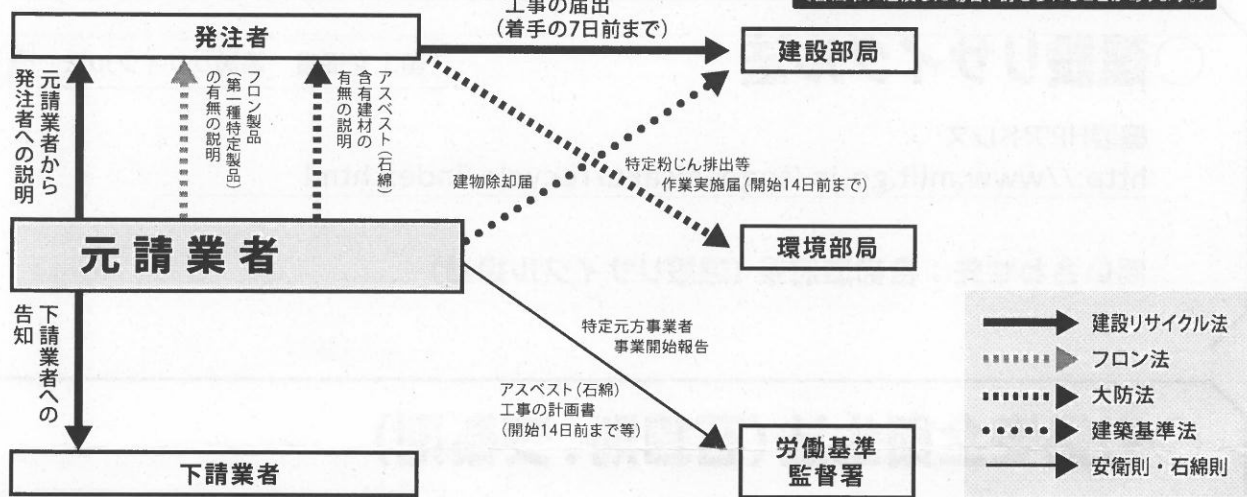
【問合せ先】

都市計画部建築指導課 担当 岩崎・木村

電話番号 027-898-6752 (直通)

建物の解体工事に必要な主な手続き

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕



工事着手前

分別解体等の実施

- 〈1.内装解体〉
原則、手壊し
- 〈2.屋根ふき材の取り外し〉
原則、手壊し
- 〈3.外装材、上部構造部分の取り壊し〉
- 〈4.基礎の取り壊し〉

◎注意！ 分別して管理・搬送



適切な技術管理者の配置

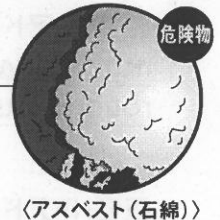
解体工事業者登録票	
商号・名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに関する標識の掲示〉

※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意！ 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

(廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります)



石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)〈石綿則〉

石綿あり/なしなどの掲示
《大防法、石綿則》

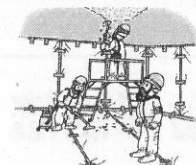
作業内容などの掲示
《大防法、厚労省通知》

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
平成 年 月 日 (表示日)	
施工事業者名:	
連絡先:	
現場責任者氏名:	

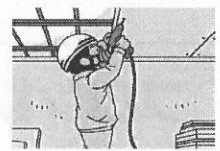
特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告



レベル1～2現場のイメージ



レベル3現場のイメージ

作業基準(作業場の隔離、集じん・排気装置の設置等)の遵守《大防法、石綿則》

各法令の正式名称

○建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
○石綿則：石綿障害予防規則
○大防法：大気汚染防止法

○フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
○安衛則：労働安全衛生規則

工事中

工事完了後

各手続きの詳細について

○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法

検索

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

問い合わせ先：各都道府県（建設リサイクル担当）

○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

問い合わせ先：各労働基準監督署（安全衛生担当）

○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事

検索

概要HPアドレス（石綿パンフレット等）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

問い合わせ先：各都道府県（環境部）

○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

問い合わせ先：各都道府県（フロン排出抑制担当）